

令和からの法人税節税対策

生命保険節税への規制によりいままでの定期保険を活用した法人税の節税対策は限定的となりました。今後の法人節税対策についてポイントをまとめます。

1. 生命保険による節税対策（福利厚生プラン）

従業員の福利厚生（主に退職金対策）のため全従業員を対象として養老保険に加入した場合に支払保険料の2分の1を損金算入できる

項目	契約形態		備考
契約者 (保険料支払者)	法人		養老保険の保険料⇒2分の1が損金算入 入院保険の保険料⇒全額が損金算入
被保険者	全役員・全従業員		一定の基準により加入者を決定してもよい
保険金受取人	満期	法人	積立金以上の受取額が雑収入
	死亡	被保険者の遺族	生命保険金として相続税の非課税あり
	入院	被保険者	受取保険金は非課税

2. 医療機器等による節税対策

区分	対象資産	税務処理
医療機器の特別償却	500万円以上の指定医療機器 (CT,cacam,レーザー等)	初年度12%の特別償却
中小企業経営強化税制	医療機器以外の一定設備 (レジ等)	即時償却又は10%の税額控除
中小企業投資促進税制	70万円以上のソフトウェア (レセコンソフトウェア等)	30%の特別償却又は7%の税額控除

3. 医療特有の節税対策

(1) 診療収入計上基準の確認

診療収入の計上の原則は保険収入は入金及び請求完了、自由診療の場合には治療完了です。

- ① インプラント治療の場合の治療費入金タイミングと治療完了を検討して入金があっても治療完了していない場合には前受金処理（収入計上は翌期以降）とする。
- ② 矯正治療の場合は契約時が診療収入計上の原則となりますが、治療状況に応じて入金がなされる場合には入金時の計上も認められるため請求方法を確認して収入計上をする。

(2) スタッフ等診療の場合に一部治療費の免除等について福利厚生費として処理する。

(3) 金属売却については、法人口座への振込とし計上漏れがないように注意する。計上漏れの場合には役員個人への課税や罰金（重課）となる場合があるので注意。

歯科会計

平成 30 年歯科患者データまとめ

- ・平成 30 年 1 月から 12 月を対象
- ・平成 30 年橋本会計とご契約（新規開業以外）の 237 歯科医院について集計

番号	項目	H29 年	H30 年	前年比 (%)	最高値	備考
1	診療日数 (日)	22.6	22.5	99.8	30.2	
2	診療点数 (点)	430,763	429,434	99.7	1,652,923	
3	レプト件数 (件)	360	359	99.9	1,554	
4	レプト1件点数 (点)	1,197	1,195	99.8	2,052	
5	実日数 (日)	648	632	97.5	2,243	保険収入減少の原因
6	1 回点数	664	680	102.3	1,013	診療点数改正によるアップ
7	平均患者数 (保険)	28.7	28.1	97.7	90.2	
8	月回数 (回)	1.80	1.76	97.6	3.69	実日数減少に影響あり
9	自由診療 (万円)	183.8	196.8	107.1	1,277.7	個別検討必要
10	診療収入 (万円)	614.5	626.2	101.9	2,183.5	保険減、自費増、
11	新患数 (人)	32	31	98.4	156	
12	再初診数 (人)	107	108	100.6	611	
13	再診数 (人)	221	221	99.8	1,117	月回数減少に影響あり
14	新患再初診比	3.37	3.45	102.3	34.5	

- ・総収入（診療収入）は前年比約 2 %の増収となりました。
- ・保険収入は再診数の減少により月回数が減少し、実日数減少となり約 3 %の減収となりました。
- ・一方、自由診療は平均で前年比 7 %増と高い伸びとなりました。ただし、各歯科医院の状況は月平均額、前年比とも差異が見られます。
- ・全体的な保険収入減少対策として自費収入アップの取組が必要です。

2019 歯科経営セミナー参加受付中！

自費収入アップの仕組みづくり

- 1.日時 2019 年 6 月 30 日 (日) 13 : 00~17 : 00
- 2.会場 ステーションコンファレンス東京 (東京駅八重洲北口 2 分)
- 3.会費 歯科会計のお客様は無料 (その他の方はお 1 人 5 千円)

2018 年の歯科経営分析と自費収入 100 万円を達成するための基本的な要素についてお話しします

多数のご参加をお待ちしております

ドクター会計

平成 30 年医科患者データまとめ

眼科

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	増減率
診療日数(日)	20.5	20.2	20.1	99.8%
1人点数(点)	596	599	606	101.2%
月回数(回)	1.17	1.18	1.17	99.3%
実日数(日)	1,028	1,017	1,007	99.1%
診療点数(点)	602,315	595,316	610,636	102.6%
自由診療(円)	90,149	70,665	73,961	104.7%
診療実績(円)	6,113,303	6,023,829	6,180,326	102.6%

整形外科

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	増減率
診療日数(日)	21.5	21.1	21.0	99.3%
1人点数(点)	340	366	367	100.4%
月回数(回)	3.29	3.22	3.16	98.2%
実日数(日)	3,039	2,763	2,696	97.6%
診療点数(点)	1,033,266	1,007,209	990,329	98.3%
自由診療(円)	1,477,716	1,418,308	1,308,454	92.3%
診療実績(円)	11,810,378	11,490,399	11,211,748	97.6%

内科

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	増減率
診療日数(日)	22.6	22.0	21.9	99.7%
1人点数(点)	679	709	715	100.8%
月回数(回)	1.30	1.31	1.31	99.4%
実日数(日)	1,415	1,453	1,462	100.6%
診療点数(点)	979,266	1,051,865	1,044,636	99.3%
自由診療(円)	894,983	945,233	929,605	98.3%
診療実績(円)	10,687,647	11,463,883	11,375,964	99.2%

※平成 30 年 1 月から 12 月までの平均数値です。
院内処方・院外処方の区分はしておりません。

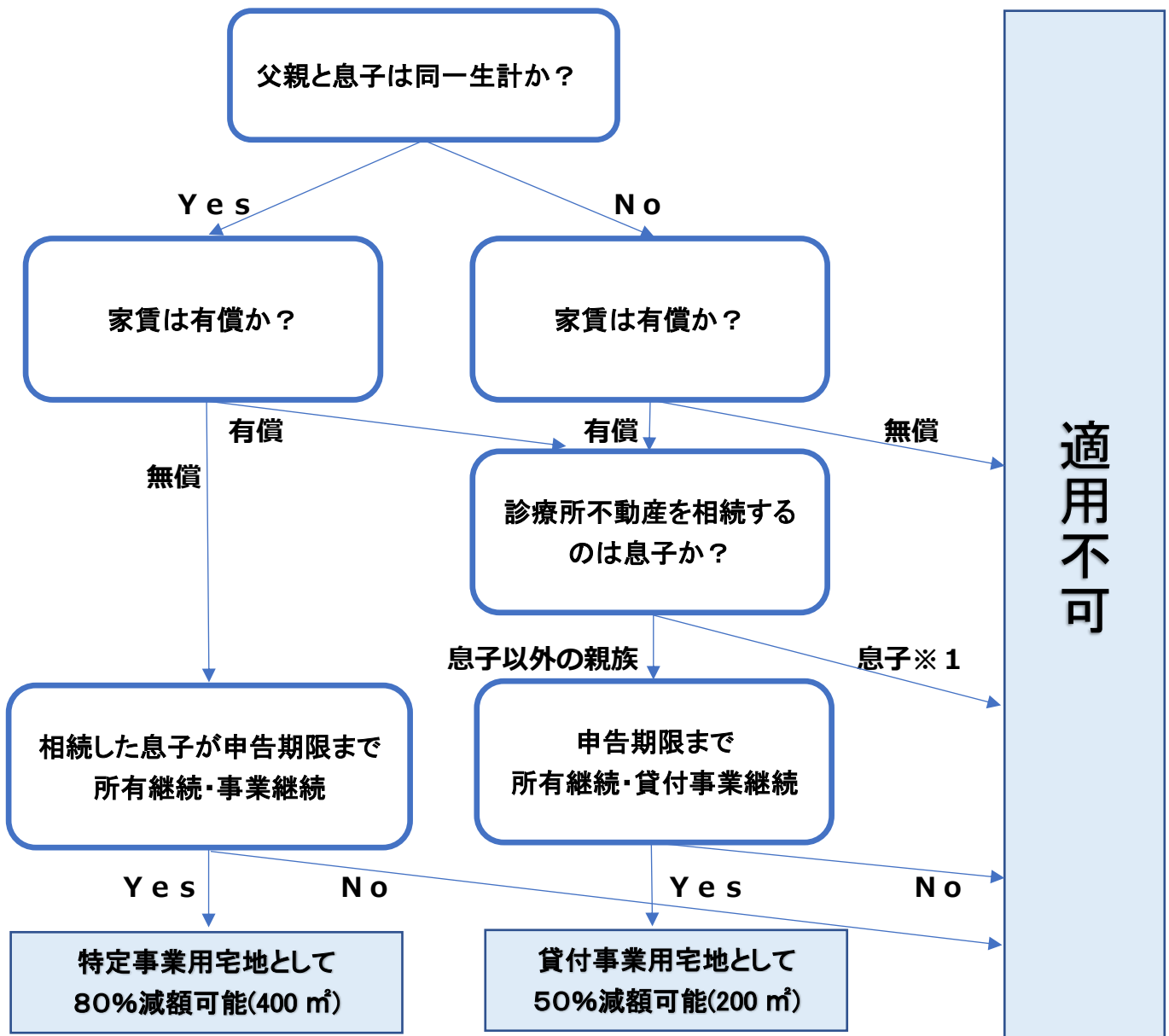
医療承継

小規模宅地等の特例⑦（個人診療所敷地）

相続税の土地の評価について、個人経営の診療所建物が建っている敷地に対する小規模宅地等の特例の適用可否について解説します。

<事例>

父親（被相続人）が土地及び建物を所有している。父親が当該不動産にて個人事業で経営していた診療所事業を生前に息子（相続人）に承継し、当該不動産をその息子に貸付け、息子が個人診療所事業を営んでいるケース



※1 貸手と借手が同一人物になってしまうため適用不可となります